

個人住民税等の特別徴収の事務手続き

事業所の給与事務ご担当者様へ

本市税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
この手引きでは、従業員の方の住民税等の特別徴収事務のポイントを説明いたします。
ご一読いただき、令和6年6月からの特別徴収につきまして、ご準備いただきますようお願いいたします。



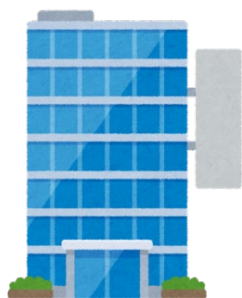
1 個人住民税等の特別徴収とは

個人住民税（市民税・県民税）・森林環境税の特別徴収とは、事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税等を差し引き、従業員の方の住所の市町村ごとに納入していただく納付方法のことをいいます。

従業員の方にとっては、年12回に分けて差し引かれますので、1回あたりの負担が減り、納め忘れの心配がなくなるといったメリットがあります。

2 特別徴収の流れ と 年間スケジュール

事業所



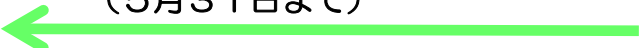
福岡市



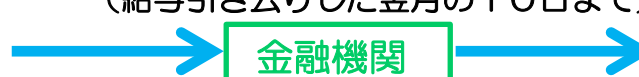
① 給与支払報告書の提出
(1月31日まで)



③ 特別徴収税額の通知書送付
(5月31日まで)



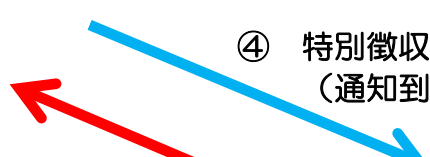
⑥ 引き去り税額の納入
(給与引き去りした翌月の10日まで)



金融機関

② 税額の計算

④ 特別徴収税額の通知書の従業員分配布
(通知到着後すみやかに)



従業員

⑤ 給与から税額の
引き去り
(6月～翌年5月までの毎月)



3 市から送付する 特別徴収に係る書類について

毎年5月に、市から事業主の方へ、下記のような特別徴収税額の決定通知書などを送付します。このなかに、1年間分の納入書や異動届出書などの各種様式も同封します。

① 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

事業所の給与事務ご担当者様が保管される、通知書です。6月分から来年5月分までの毎月の引き去り税額を記載しています。



源泉所得税とは違って、税額を計算する必要はないですね。

② 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

従業員の方への税額通知書です。届きましたら、ミシン線で切り離して、従業員の方へ配布してください。

三折り圧着して送付します。
そのまま従業員の方にお渡し
ください。



③ 納入書綴

従業員の方の給与から差し引いた税額を毎月納入する際に使用する「納入書」及び納入の際に九州以外の郵便局等を利用される際に提出していただく「指定通知書」を綴じています。

④ 特別徴収の手引

特別徴収事務についての説明のほか、退職があった場合などに提出する「異動届出書」等の様式を綴じています。

※令和6年度より、例年送付しておりました「特別徴収関係書類綴」は廃止し、送付してありません(主な内容物は、今年度から上記③④に綴じています)。

次年度提出用の「給与支払報告書総括表」は12月中旬ごろに郵送します。

4 特別徴収税額の決定通知書の見かたと納入の方法について

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者）

〒 816 - 0052
福岡市中央区〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇株式会社 〇〇〇〇 様
12345678

① 特別徴収税額 2,000,000 課税人員 35 非課税人員 7

月	人数	納付額	人数	納付額
6月分	35	240,000	30	160,000
7月分	30	160,000	30	160,000
8月分	30	160,000	30	160,000
9月分	30	160,000	30	160,000
10月分	30	160,000	30	160,000
11月分	30	160,000	30	160,000
12月分	30	160,000	30	160,000

福岡市で課税する全従業員の方の税額合計額です。
※事業主の方が、福岡市へ納入していただく金額となります。

指定番号	氏名	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
12345678	福岡 一郎	200,000	17,400	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600
12345678	博多 二郎	120,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
12345678	東 春子	5,500	0	0	0	0	0	0	0
12345678	南 夏子								
12345678	城南 三郎								
12345678	早良 秋子								

従業員の方の各月分の税額（納付額）を記載しています。
毎月の給与支払い時に引き取りしてください。

例）毎月20日が給料支払い日である場合
6月20日に支払う給与からは、「6月分」の「納付額」を引き取ります。

給料支払明細書
(年 6月支給 分)
福岡 一郎 様

勤務日数	自	至	日	時	分
勤務日数	5月	31日	22日		

支給額	金額
基本給	300,000円
時間外賃金	0円
家族手当	20,000円
通勤手当	20,000円
合計	340,000円

控除額	金額
健康保険料	15,000円
厚生年金	10,000円
雇用保険料	1,000円
所得税	12,000円
住民税	17,400円
合計	55,400円
差引支給額	284,600円

(支払者) 株式会社 〇〇〇〇

給料支払明細書
(年 6月支給 分)
博多 二郎 様

勤務日数	自	至	日	時	分
勤務日数	5月	31日	22日		

支給額	金額
基本給	250,000円
時間外賃金	0円
家族手当	10,000円
通勤手当	20,000円
合計	280,000円

控除額	金額
健康保険料	15,000円
厚生年金	10,000円
雇用保険料	1,000円
所得税	8,000円
住民税	10,000円
合計	44,000円
差引支給額	236,000円

(支払者) 株式会社 〇〇〇〇

源泉所得税と同じように、「預り金」として処理する
のですね。



福岡市への納入書

福岡市 納税通知書

納税者 福岡市 納税科目 市民税・県民税・森林環境税

納税額 12345678

納税期 令和 年 6月 10日

納税場所 福岡市 納税センター

納税方法 口座振替

納税口座 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

納税者 福岡市 納税科目 市民税・県民税・森林環境税

納税額 12345678

納税期 令和 年 6月 10日

納税場所 福岡市 納税センター

納税方法 口座振替

納税口座 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

納税者 福岡市 納税科目 市民税・県民税・森林環境税

納税額 12345678

納税期 令和 年 6月 10日

納税場所 福岡市 納税センター

納税方法 口座振替

納税口座 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

福岡市で課税する従業員の方の引き取り税額を合計して、納入書に金額を記載してください。
合計した額は①に記載している該当月分の「納付額」に一致します。

「納付額」を記入した後、給与引き取りした月の翌月10日までに、金融機関で納入してください。 例）6月分納付額（6/20支給給与からの引き取り額）は、7月10日までに納入

5 特別徴収の従業員の方が退職されたときの手続きについて

令和 6 年 6 月から特別徴収の対象となっている従業員の方が、退職などの理由で給与の支払いがなくなり、税額の引き去りが出来なくなった場合は、下記の「給与所得者異動届出書」を市役所へ提出してください。引き去りができなくなった税額は、個人で納付する方法（普通徴収）へ切り替えますので、事業主の方が納入する必要はありません。

「給与所得者異動届出書」様式は、福岡市ホームページでダウンロードして印刷できます。

給与支払報告 特 別 徴 収		年度		1. 現年度 2. 新年度 3.	
福岡市長	所在地 〒 810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1	特別徴収義務者 指 定 番 号	106350		
月 5 日提出	フリガナ マルバツショウジ	宛 名 番 号	60		
（給与支払者） （特別徴収者）	氏名又は名称 (株)〇×商事	担 連 当 絡 氏 名	福岡		
個人番号 又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし右欄に記入	者 先 電 話	092-		

異 動 (退職など) した従業員の方の令和 6 年度の税額を、何月分から何月分まで、いくら引き去りしたかを記入してください。 ※令和 6 年度税額通知発送前であれば、「0」と記入してください。	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア - イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 税 額 の 徴 収
	50,000 円	21,300 円	28,700 円	5 年 10 月 31 日	1. 退職・長欠 2. 転職・死 3. 支払少額・不定期 4. 合併・解散 5. 合 併 6. そ の 他 7. 事由・理由	3. 普通 (本)

給与の支払いがなくなった事由の発生日（退職日など）、異動事由（退職など）、未徴収税額の徴収方法（普通徴収など）を記入してください。

※令和 7 年 1 月 1 日以降の退職の場合は、最後の給与などから残りの税額を一括して引き去りしていただくこととなります。

納期の特例について

給与所得者の方が常時 10 人未満である場合には、納期の特例を申請することができます。この場合、納期の特例の承認を受けた月以降の特別徴収税額については、年 2 回にまとめて納入することができます。

【1回目】6月分 ～ 11月分 …… 納入期限 12月10日

【2回目】12月分～翌年の5月分 …… 納入期限 翌年の 6月10日

申請にあたっては、「納期の特例の申請書」を市へ提出していただく必要があります。

※「納期の特例の申請書」様式は福岡市ホームページからダウンロードして印刷できます。郵送での取り寄せを希望される場合は、下記担当課（福岡市役所法人税務課）までご連絡ください。

電子申告のご利用について

福岡市では、給与支払報告書や異動届出書など、特別徴収に係る手続きについて、インターネットを利用した電子申告（eL TAX：エルタックス）サービスを行っています。ご利用までの手続きの詳細は、右記ホームページまたはヘルプデスクへお問い合わせください。

eL TAXホームページ

エルタックス

検索 Click!

eL TAXヘルプデスク

電 話： 0570-081459

特別徴収に係る書類の提出先・お問合せは

〒812-8512 福岡市博多区博多駅前 2 丁目 8 番 1 号（博多区役所 9F）

福岡市役所 財政局 税務部 法人税務課

電 話 092-292-3259

FAX 092-292-4173